

「学制」期における府県の教員養成の 実証的研究

橋 本 太 朗

A Positive Study of the Teacher Training System in
Prefectures during "Gakusei" Period

Tarō Hashimoto

はじめに

明治5（1872）年8月に頒布された「学制」は、知識主義の原則に立って、教育の個人的利益＝立身出世を説くとともに、近代化した教育を国家富強の必須条件とみなした。五倫の道をもって正学とする伝統的な道德主義の教學から、人智の開発を目指す知識主義の教育への転換が企図されたのである。

従来の儒教的・精神主義の教育、古典偏重的教育、空誦暗記的教育に対し、実学を以って、科学的知識の上に立って実生活を安國に営む実践人を形成することを以って、維新改革に処する理想的人間像とした。その形成の重要な源泉となるべく期待されたのが、東京師範学校を総本山とする教員養成機関であった。

しかし「学制」は、府県の教員養成について何も規定していない。従って各府県は、「学制」の関係条文および（東京）師範学校（校則）等を参考にしながら、教員養成機関の設立に着手した。そして各府県は、その設立について文部省にいちいち伺をたてて、その指令をうけながらも独自の教員養成機関（法）を創出していった。故にその教員養成構想には、各府県の政治的、経済的、文化的、地理的等の条件により種々の差異がみられる。この差異は、わが国の近代化をねらうる際きわめて重要な意味をもつてゐると考えられる。

そこで本稿では、「学制」期における府県の教員養成の実証的研究を試みることにした。最初に、明治初年の地方教員の実態を概観し、次いで、府県の教員養成の統計的考察をなした。さらに府県の教員養成を、設立形態と養成形態からそれぞれに類型化し、教員養成の理想と現実を認識した。そして、それらが如何に府県立師範学校へと発展していったかを検証し、近代化を考える資とした。

1. 地方教員の実態

明治5年近代学校の成立によって、はじめて近代国家における学校を生活基盤とし、知識の教授を生活手段とした近代職業人としてのカテゴリイに属する人間類型の「教師」が登場して來た。しかしこの登場は学校法令による登場であって、その実態は封建時代における寺小屋の師匠の上に、いわばつぎ木の如くに非連續的に連続したものに過ぎなかつた¹⁾。「学制」40章には「小学教員ハ男女ヲ論セス年齢20才以上ニシテ師範学校卒業免状或ハ中学免状ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ当ルコトヲ許サス」とあり、新小学校の教員になるためには師範学校およびそれと同程度の中等学校的卒業資格を要求しているが、「学制」頒布の直後、つまり新小学校が全国一斉に、しかも大量に開設された當時、それにみあつた教員が皆無であったことはいうまでもない。師範学校の開設をいまだみない時期に、何万人と必要な教員はいったいどこから充当されたのであろうか。

各地方によっていくらかの差異はあるが、ほとんど共通してみられる現象は、江戸時代以来の旧教育機関すなわち藩学や郷学校、私塾、寺子屋の教師たちをそのまま新小学校の教員に採用することである²⁾。とくに寺小屋は、幕末から維新にかけて全国各地、津々浦々にいたるまで普及し、絶体量にめぐまれていたこと也有³⁾、多数の師匠が小学校教員に採用された。このことは、明治6年、広島県の「学事ノ景況」に「教員適任ノ者ナキカ故ニ從来漢学ヲ教授シ且翻訳書等ニ粗涉スル者及算筆等修得ノ者ヲ集メコレニ充ツル⁴⁾」とあることや、明治7年の「福島県年報」に「仮ニ神官僧侶或ハ士族ノ少々文字アル者ヲ以テ教師トシ⁵⁾」とあることからも明らかである。さらに千葉県でも「各学校とも、資格ある教師を得ることが難い、困って神官、僧侶、旧藩士、手習師匠の中から、適任者を聘し、一時之に教授を託した⁶⁾」とその具体例に困らない。

「学制」の理想としたことは、近代的科学知識を修得した、近代的教師による近代教育（初等教育）の全国一円における完全なる実施であった。それ故に、文部省は「学制」頒布の際、「今般仰出候旨モ有之教育之儀ハ今自尚又厚ク御手入可有之候処從来府県ニ於テ取設候学校一途ナラス加之其内不都合之儀モ不小依テ一旦悉令廃止今般定メラレタル学制ニ隨ヒ其主意ヲ汲ミ更ニ学校設立可致候事⁷⁾」との布達を出し、旧藩はもちろん、府県立の諸学校のいったん廃止を全国に命令したのである。ところがその実態は、さきほど述べた如くであり、この布達のはんとうの効果も長野県諏訪郡豊平村での「明治五年学制が頒布に成りましたから、各部落に有つた所の私塾（実は寺子屋）は、全部廃止に成って、私共の豊平村へも改正の学校が二ヶ所設置に成って

其の一つは南大塩学校、他の一つは新民学校と申しました（中略）併て入学は致しましたが、当今の間私塾をして居た師匠の人たちが出勤して、私塾で教へたと同じ方法で教へてくださいました。それで子供は私塾へ行った時の様に、机や文庫を各自に持参しました⁸⁾」といったような状態や、堺市での「明治4年の2月の16日に、私は、10才で初めて中川啓蔵という手習師匠の寺小屋にあがった（中略）この寺小屋に一年程いる間に学制が発布されて、小学といふものが出来るやうになった（中略）然もそうなっても教へるのは元の寺子屋のお師匠さん、教はるのは元の弟子、しかも教はることは、読み、書き、算盤だけだから、実際に於ては寺小屋と殆ど変りはなかつた⁹⁾」といった状態を考えると疑わしくなる。「学制」に定められている「私学、私塾及家塾」が県の許可を得て小学校と併立し、「学制」時代の末期まで存在した地方すらあるのである¹⁰⁾。従って、山口県大島郡で、私塾咬菜学舎を主宰していた漢学者の大呑許義がその弟子たち（彼らは員外生、つまり代員教員の待遇であった）とともに、新小学校（小松小学校）に訓導として採用されたことなど別に驚くに価しないのである¹¹⁾。

校舎の面から考えてみても同じで、「学制」頒布後3年の明治8年には2万4,225校とほぼ今日の小学校数に匹敵するほどの数が建設されたのであるが、このような急速な小学校の設置が可能であった背景には、近世以来の寺子屋の広範な普及があったものと思われる。事実明治6年から8年にかけて設立された全国約2万の小学校校舎の状態を調べてみると、約40%が寺院、約30%が民家をそれぞれ利用したものであって、新築校舎はわずか18%～19%を占めるにすぎない。すなわち全体の7割以上が在来の建物を利用していたのであって、このことからも当時的小学校が従来の寺子屋を再編したものであったと考えることができる¹²⁾。

かくして学校を作った。山路愛山にいわせると、「……学校は寺を借りても出来もあるが、教員は右から左には出来ない。……日本では教師より先に学校を作ったのである。学校は文部省令で一日の間にでも出来るが、教師はさう早くは出来るものでない。そこで文部省も非常に窮した。¹³⁾」、そこでもえに述べたような方法で教師を作り上げた¹⁴⁾。そしてその教師達は「文部省が『世界の事は総て善し』と云ふ卑屈な考えに陥ったときに、小学校の先生ばかりは『世界に何の善きものあらんや、日本にのみ善きものあり』と云ふ昔の思想で養われた先生たちで、こういふ連中だから、世界の文明を怖がるなどと云ふことは毛頭なく、漢学と国学の旧い思想で生徒を教育した¹⁵⁾」のである。

従って「生徒から山の芋が鰻になるかとか、雀が蛤になるかという質問を受けて、

断然之を否定し得なかつた先生や¹⁵⁾」・「小数、乘算に於て乗け合せて原数より小さくなることは如何にしても解せない教師¹⁶⁾」がいても仕方のないことであろう。その教え方も千差万別で神官の先生は神官流に読み、僧侶の先生は、経文式の読み方で「ラッパは祝日の音楽に用ゆるものなり」「朝夕に言行をつつしむべし」と教える有様である。また神奈川県（足柄県）では、単語や单句を教えるのにも、読本を教えるのにも匁切りに鞭を打ち振り、また黒板やテーブルをたたいて拍子をとつて教えるものであるかと思えば、聖堂出身の教員は太鼓を打つて拍子をとりながら教授した¹⁷⁾。教授法の統一が望まれた訳である。

そこで新小学校に採用されたこうした教師たちは、新しい教育の目的や内容にふさわしい教員たるべく、各種の教育機関で短期間の伝習を受けた。しかしその養成学校の内容は幼稚で名称さえも一定せず「類似師範学校、小学校則伝習所、小学教員講習所、小学講習所、小学教員伝習所、師範講習所、師範伝習学校、教員研究所、伝習学校、伝習所、教員仕立所、教員仮講習所、養成学校、養成所、小学校教員講習所、講習所、師範研習所、陶冶師範学校、小学校則改正局、学科調査所、洋学教場、師範養成方、教員取建所、拡充師範学校、師範講習学校、小学授業法講習所、臨時出張所、養成分校、師範学校分校、臨時仮伝習所、仮伝習所¹⁸⁾」などと称し府県によって名称を異にしていた。伝習年限は長いところで1ヶ年か6ヶ月で、ふつう、2・3ヶ月、極端な場合は度会県のように名目的な1週間伝習で教員づくりをすませてしまうところもあった。したがってほとんど効果があがらず、事実上寺子屋師匠のレベルにとどまつたところもあったことは否定出来ないだろう。しかしこの応急的な教員養成学校がやがて府県立師範学校に成長する芽ばえとなった点に重要な意義を持っている¹⁹⁾。

2. 府県における教員養成に関する統計的考察

さきに、明治初年の教員の状況を見てきたが、教員の質については、教員の量(数)と相関関係にあり、教員養成を考える場合この二面から教員を抱えないかぎり、その本質を理解することはできない。教員の量(数)は、教員養成学校の数と大きく関係をもっているし、教員の質は、その修業年限(この場合教員養成方法、カリキュラムを含んでいるものと考える)とまた大きなかかわり合いをもっている。そしてその教育効果は、教員養成学校数(小学校教員数)と小学校数(小学校生徒数)とに大きく関連している。

わが国の小学校は、表1にみると、年をおってその数を増し、従つて生徒数も順調な伸びを見せている。教員数も年々増加してはいるが1校平均教員数をみると、

表 1. 学制期の小学校の学校数、教員数及生徒数

要項 年代	小学校数			小学校教員数			一校平均 教員数	児童数
	公立	私立	合計	男	女	合計		
明 6	7,998	4,599	12,597	26,696	411	27,107	2.02	1,145,802
7	17,696	2,321	20,017	36,204	662	36,866	1.84	1,714,768
8	21,988	2,231	24,225	43,707	794	44,501	1.84	1,926,126
9	23,487	1,460	24,947	51,014	1,248	52,262	2.09	2,067,801
10	24,281	1,178	25,459	58,267	1,558	59,825	2.35	2,162,962
11	25,394	1,190	26,584	63,647	1,965	65,612	2.46	2,273,224
12	26,710	1,315	28,025	68,696	2,350	71,046	2.54	2,315,070

文部省年報（第1～第7）より作成、学制百年史（資料編）参照

表 2. 師範学校の設置状況

要項 年代	官立			公立				合計	附属 小学校
	男	女	計	男	女	男女	計		
明 5	1		1					1	
6	3		3	8		2	10	13	1
7	7		7	41		5	46	53	3
8	7	1	8	75	1	6	82	90	7
9	7	1	8	85	3	6	94	102	25
10	4	1	5	76	4	11	91	96	23
11	1	1	2	78	11	11	100	102	27
12	1	1	2	62	14	8	84	86	37

牧昌見「日本教員資格制度史研究」16頁より

どの年も約2名で、明治6年と12年との間に大きな変化はない。これは教育効果を考える場合一番基本的な教育条件の改善、進歩がないということで、大変なことである。この表にある教員の数が、全いわゆる「学制」による資格ある教員の数でないことは容易に想像されるので、教員の数、つまり教員不足の問題は深刻なのである。ここに教員養成が重大な意味をもってくる。

わが国における教員養成学校は、明治5年6月に東京に官位の師範学校が設けられ、さらに、明治7年2月までに、各大学区に1校ずつ官立の師範学校が設置された。府県においても、明治6年以降多くの教員養成学校が設立されている（表2、3参照）。表2によると、府県立の教員養成学校は、明治9年まで順調に設立されている

表 3. 学制期の師範学校の学校数・教員数及生徒数

要項 年代	学校数			教員数(官)			教員数(公)			教員数			生徒数(官)			生徒数(公)			生徒数 合計
	官	公	合計	男	女	計	男	女	計	合計	男	女	計	男	女	計			
明 6	73		324	24		24			24	123		123			123			123	
7	77	46	53	54		54	238		238	292	572		572	4,426	74	4,500	5,072		
8	88	82	90	56	5	61	527		527	588	785	74	859	6,808	33	6,841	7,700		
9	88	94	102	75	6	81	615	13	628	709	845	163	1,008	7,507	300	7,807	8,815		
10	55	91	96	49	9	58	717	15	732	790	422	347	769	6,800	380	7,180	7,949		
11	22	100	102	24	9	33	689	24	713	746	79	360	439	6,658	617	7,275	7,714		
12	22	84	86	26	7	33	591	41	632	665	69	132	201	5,726	652	6,378	6,579		

文部省年報（第1～第7）より作成（昭和12年の数字は官公立小中学師範学校のものを含む）

表 4. 師範学校の修業年限

要項 年代	官 立			公 立					
	2年以上	3年以上	4年以上	1年以下	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	
明 7	7			19	2				
8	7		1	×	×				
9	7		1	10	9	43			
10	4	1		18		64			
11		2		25	17	53	6	7	
12		2		11	12	43	7	1	

牧昌見「日本教員資格制度史研究」30頁より

が、10年にその設置数が減少している。これは財政的裏づけをもたない「学制」の教員養成上にあらわれた崩壊のきざしと理解してもよいだろう。すなわち、各府県は、任地主義の新しい教育制度が布かれることは、10年頃から知っていた²⁰⁾。このことは各府県が、教育令（明治12年9月29日の布告）が布かれる1年以上も前から師範学校の校則、教則等についての改正伺を文部省に提出していることで知られる²¹⁾。明治11年になると養成学校数（師範学校数）が増加しているが、これは、その翌12年の大幅の減少とともに教員養成制度の一時的停滞として理解しなければいけない。それは表3にあるように、その師範学校数の増加にもかかわらず師範学校教員数は減少してくるし、それに反して師範学校生徒数は着実に伸びているのである。地方はより簡易でより安上りの教員養成の方向へ歩みだしたのである。それはさきほどの各府県の文部省への師範学校則、教則の改正伺と関連するのであるが、表4の修業年限をみれば、こ

のことはもっとはっきりするのである。つまり伺が許可されたと思われる明治11年になると、修業年限1年未満の師範学校数が7校増えているからである。明治10年、11年、修業年限2年以上の師範学校数が増加しているのは、明治9年5月の文部省学務課長九鬼隆一の府県への照会の効果であろう。その内容は、徴兵免除の関係から修業年限を2年とすること、しかし教員不足という現実から、6ヶ月ないし1年でひとまず教員に任用し、追って全科を卒業させてもよいというのであった。従って、むしろ教員養成事業の後退といった方が適當といえよう。このことは12年の教育令第33条で「各府県ニ於テハ便宜ニ隨ヒテ公立師範学校ヲ設置スヘシ」と定められるやその年に師範学校が16校も減少したことにはっきり現われている。これが各府県の本音であった訳である。

次に表5で師範学校卒業生の小学校教員総数に占める割合をみてみると、一応その率は上昇している。しかし卒業生累計の数は、それぞれ前年度の卒業生が、転職、退職しないでそのまま教職にとどまったものと仮定して出されたものである²²⁾。このこ

表5. 師範学校卒業生の小学校教員総数に占める割合

要項 年代	官立			公立			師範学校 卒業生数	卒業生累計 (A)	小学校教員 総数	割合% (A) (B) × 100
	男	女	計	男	女	計				
明7	56	0	56	1,612		1,612	1,668	1,668	36,866	4.5
8	242	0	242	495		495	737	2,405	44,501	5.4
9	245	0	245	2,042	31	2,073	2,318	4,729	52,262	9.0
10	263	0	263	2,354	32	2,386	2,649	7,372	59,825	12.3
11	210	0	210	2,780	30	2,810	3,020	10,392	65,612	15.8
12	36	33	69	1,855	39	1,894	1,963	12,355	71,046	17.4

文部省年報、牧昌見著「日本教員資格制度史研究」30頁、33頁より作成

表6. 大学区別教員養成機関設立府県数

大学区 年代	1	2	3	4	5	6	7	計
明6	3	3	1			2	2	11
7	7	3	8	7	6	1	1	33
8		3	2	1	1	2	2	11
9			1		2	2	3	8
計	10	9	12	8	9	7	8	63

文部省第1～第4年報から作成（日本近代教育百年史第3巻898頁より）

とは当時の教員の転・退職が盛んであったこと（早くて、2・3ヶ月で平均、7・8ヶ月で教員は新旧交替していた）が考慮されておらず、それ故現実感にとぼしい。しかし、一番率の高い明治20年でも17.4%と2割にも達していない²³⁾。教員養成の充実が待たれるわけである。

表6は、年次別、大学区別に教員養成学校の設立府県数を示したものである。これによれば、明治9年末に存在した63府県のうち、明治6年に11府県のみが教員養成学校を設立し、7年には33府県がこれを設立している。従って同年末において教員養成学校を設立している府県は約70%である。その後増設や府県合併等によって明治9年末までには全府県が教員養成学校を設立している。また教員養成学校の設立を大学区別にみると、第1、第2大学区が早く、第3、第4、第5大学区がこれに次ぎ、第6、第7大学区が最もおくれている。

明治7年末における教員養成学校の設立状況を示せば、表7の通りである²⁴⁾。これによれば、府県に設立された教員養成学校は、名称、教員数、生徒数および修業年限等について統一性を欠き、2・3の府県を例外とすれば修業期間6ヶ月以下の短期の速成的な学校であったことが知られる。そしてその設立の際各府県においては多くの場合、東京師範学校を初めとした官立の師範学校を模範として教員養成学校の設立を企画し、教員として官立師範学校卒業生の派出を願い出ている。生徒としては、まず府県下の各小学校の教員を入学させ、次いで教員志願者を入学させている。また生徒に貸費生と自費生の別を設け、貸費生とは委托金、県費あるいは学区、小区からの貸金により入学する者としている。そして修業年限は極めて短期、速成的に主として小学教則に基づく新しい教科書の授業法を教授し、現実の教員の需要に答えた。また府県においては入学の際試験を課すところもあるが、不合格者にも助教となる道を残しており、教員不足に焦慮している様子がうかがわれる²⁵⁾。その設立資金からみた形態も、委托金、民費などによる設立形態であり、設立資金として使用した委托金の金額も一様ではない。

明治初期の府県の教員養成学校の設立形態をその設置スタイルから類型化すると次の3つの型に大別される。

- (1) 単独設置型 当初から講習所あるいは師範学校として独立に設立されたもの。
- (2) 小学校付設型 主として管内の代表的な小学校に教員養成所を付設し、それが師範学校として発展してゆく形態をとるもの。
- (3) 中学校、外国語学校付設型 中学校、外国語学校に教員講習所を付設して、それが師範学校に発展していく形態をとるもの²⁶⁾。

表 7. 府県立教員養成機関一覧 (明治 7 年) () 女子内数

学区	所轄	名称	設立	教員	生徒	修業期限
	新川県 長野潟 ・新	講師範習講習所 師範学校	6 *7 同	1 6 11	109 344	6ヶ月 同 同
第七大学区	文部省 磐前県 秋田島 福島	宮城師範学校 伝習学校 同師範校	6 *7 6 同	8 2 15 4	114 75 195 100	2年 100日

文部省第2年報「師範学校及教科伝習所統計表」によって作成し、同第3年報(○印)、同第4年報(×印)により補正、*印は明治7年府県学事年報による。

この類型化の仕方は、すくなくとも明治8年頃までは非常に有効であるが、明治9年以降になると、教員養成学校を養成形態から類型化した分類の方がより現実的になってくる。つまり教員養成の方法として次の3種が考えられる。

(1) 緩養法 所謂近代教科および授業法を学んだ教員を養成する正規の養成法、修業年限2年。

(2) 急養法 教員を速成するための養成法、主として現職教員の再教育機関、修業年限6ヶ月。

(3) 直養法 巡回教師により日曜日を利用して小学校授業法等の伝習、指示を行なう方法、現職教員の再教育を意図する講習会²⁷⁾。

この方法は、設立形態による3類型の場合と異なり、1校の師範学校が同時に2種の養成法をもっている場合もあり、3種の養成法をとることも可能なのである。詳しくは次節で述べるが、明治9年、10年頃になるとむしろ2種以上の養成法をもっている方が普通になっている。単独設置された養成所の中にはその当初から2種の養成法をもっている場合すらあるのである。

直養法に関しては、教員養成学校が設けられない府県においても行なわれたし、師範学校が設置された府県においても採られている。つまり、教員養成のどの発達段階にも採られている養成法であるのでこれは後で具体的にその実例を挙げたい。

3. 設立形態からみた教員養成

府県において、教員養成学校が設立されるのは明治6年に入ってからである。ここではその設立形態別に各大学区の教員養成のあり方をみてみたい。

表8によると各大学区とも設立形態さえ問わなければ、明治9年迄に教員養成学校を設けている。単独設置型43、小学校付設型9、中学校付設型7、外国語学校付設型1がその内訳である。明治8年末の時点で、文部省第三年報では、佐賀県、鹿児島県、

表 8. 大学区別・設立形態別教員養成学校設置状況

要項 明治年 大学区	単独設置型					小学校付設型					中学校・外国語 学校付設型				
	6	7	8	9	計	6	7	8	9	計	6	7	8	9	計
1	5	3			8	1	1			2					2
2	3	3			6		1			1	2				2
3	1	5	1		7	1	1			2	2		1		3
4		5			5		1			1	1				1
5	1	3	2		6	1				1					1
6	2	2	1		5		1			1		1			1
7	1	4	1		6		1			1		1			1
8	13	25	5		43	3	6			9	5	2	1		8

文部省年報（第1～第4）各府県年報「教員養成ノ法」より作成

熊本県、新潟県の4県が教員養成学校を持たないか、あるいは不明である。しかし佐賀県は9年4月に三浦県に合併され、その後8月に福岡県に合併されているし、鹿児島県は9年8月宮崎に、同じく新潟県は9年4月石川県に合併されている。そして熊本県は9年2月白川県からなったものである²⁸⁾。宮崎県、石川県、白川県、福岡県の4県はいづれもすでに教員養成学校をもっているので、全ての府県が明治9年にはなんらかの形で教員養成学校を設けていたものと考えてもよい。表6は文部省年報の師範学校一覧表にて作成されているため分校は1校として数えられているが、付設型は師範学校と見なされていない。従って表6より少し早い時期に全国の教員養成体制が整えられたという結論が出る訳である。その具体例を表6の明治9年の第3大学区の1という数字みてみよう。これは京都府が明治9年に師範学校を設立したということを意味している。しかし京都は、「明治八年四月仮中学内ニ講習所ヲ設ケ²⁹⁾」ている。これは中学校付設型であるので、文部省年報の一覧表では記載されてないのである。ちなみに京都府年報に「明治九年四月一日京都府師範学校建設ノ許可ヲ得仮リニ上京第十一区中筋町旧准后里御殿内ニ於テ開業ス³⁰⁾」と記されている。

(1) 単独設置型

これは、もちろんその設立当初より独立した形態をもっているものである。少し長蛇な感があるが、年代別、大学区別に府県名を挙げてみる。単独設置型の教員養成学校を明治6年に設立した府県は、第1大学区、東京、埼玉、熊谷、足柄、栃木の5府県で、第2大学区、愛知、筑摩、岐阜の3県、第3大学区、静岡、第5大学区、福岡、第6大学区、新潟、長野の2県、そして第7大学区が秋田の計13府県である。以下簡

潔に述べる。

明治 7 年 第 1, 新治, 茨城, 山梨(3), 第 2, 静岡, 石川, 三重(3), 第 3, 大坂, 奈良, 兵庫, 豊岡, 高知(5), 第 4, 北条, 鳥取, 島根, 浜田, 山口(5), 第 5, 長崎, 白川, 小倉(3), 第 6, 新潟, 酒田(2), 第 7, 宮城, 磐前, 青森, 水沢(4) 計25府県

明治 8 年 第 3, 滋賀(1), 第 5, 三瀬, 宮崎(2), 第 6, 若松(1), 第 7, 山形(1), 計 5 県

これにて単独設置型の教員養成学校は明治 9 年迄に 44 設けられたことが明らかにされた。設置年代からみれば明治 7 年代に 25 府県と一番多くの独立の教員養成学校が設けられているが、このことは明治 7 年代は、わが国教員養成史における躍動期といえるであろう。

次に特徴ある 2, 3 の府県の教員養成の実態にふれてみたい。先ず足柄県であるが、驚くべきことにこの県は明治 6 年代にすでに、養成学校を 7 校もっているのである。すなわち、「小学教員乏キヲ以テ之ヲ薰陶スル方法ヲ確立シ 庁下ニ日新啓蒙一丁田ノ三校及葦山支庁ニ一校ヲ開設シ教員ヲ選挙シテ各小学ニ派遣ス⁸¹⁾」更に教員不足を補うため「本支庁下ニ小学講習所ヲ設立シ教則ヲ選定シ當時在校ノ教員ヲシテ之ヲ演習セシム⁸¹⁾」と、現職教員の再教育機関としての学校を校設立している。また更に「小学校教員其人ニ乏キヲ以テ（中略）第一第二小学ヲ開キ教員ト為スヘキ者ヲ此両校ニ集テ教授ノ方法ヲ講習セシメ其学業ヲ試験シ然ル後各小学ニ派出セシム」⁸¹⁾ と教員志願者を対象とした養成学校を 2 校設立している。

この足柄県の例に、明治初期の教員養成の代表的パターンが収約されている。つまり、ともかくも小学校を作り、まえに述べたように寺子屋師匠レベルの教員を、試験あるいは無試験でそれに当て近代教育を開始した。従って先ず第一に考えられたのが、既に教職にある人達の再教育であり、次にそれでも足りない教員を補うための教員志願者を対象とした教員養成学校であった。しかも足柄県の場合は、設立形態からすると、前者が単独設置型を探り、後者は付設型、即ち小学校付設型を探っているのである。近代教育の推進を一日でも遅らせまいとする、現実と理想、現在と未来が考慮された見事な教員養成体制である。明治 7 年の足柄県学事年報によると、本庁下へ設置されたものを講習所、支庁下のものを仮研究所と称し、各中学区毎に人口 3000 人より 1 名の生徒の割を以て教員志願者を集め、入学試験をして、合格者に学費を貸与し、入学を許可する教員志願者対象の養成学校へと変っている。これは現職教員の再教育が一応完了したことを意味する。その教則は、生徒を上下の等級に分け、毎級大約 3 ヶ月、通計 6 ヶ月の修業、その後付属小学校での実習を終え卒業試験を経て免

許が与えられるというもので官立師範学校に準じようとする努力がうかがわれる。しかし「然リトイヘトモ各校施教ノ緩急ヲ商量シ時宣ニ拵リ下等生トイヘトモ一時派遣シテ教員ニ充テ更ニ該校ノ適宜ヲ斟酌帰校セシメ以テ上等課業ヲ修練セシム⁸²⁾」。教育現場の混乱を極力さけつつ教員の質を高める。つまり近代教育の完遂を計るという、現実と理想の融和策と考えられる。

この現場を考えながらの教員の質の向上策はその他の府県でも多くみられる。例えば、埼玉県の場合はそれに関して「達」まで出しているのである⁸³⁾。

目今在勤ノ教師多クハ教授方法ニ未熟ナリ追々生徒進歩ニ隨ヒ教育ノ障礙
不少依テ明治七年十二月各区公立学校ニ左ノ通相達
世ノ富強文明ニ進ムモノ何ソヤ学校ノ設盛ニ教育ノ道明ナルニ由テナリ夫レ
学ハ講スルニ隨テ愈明ニ術ハ窮ムルニ隨テ益精シ講習ノ道豈忽ニス可ケンヤ
今也管内就学生員殆ト三万人日ニ月ニ駿々其学歩ヲ進ムルキハ之カ師タル者
亦從テ其学ヲ講シ其術ヲ究メ訓育ノ美ヲ尽サハル可ラス依テ公学教員ヲ師範
学校ニ会同シ教科ヲ講習セシメント欲ス各自勉励從事アランコトヲ要ス
一 公学教員ハ連月一人一度宛師範学校ニ出頭シ教科ヲ実地ニ講習ス
一 往復滞留手当ハ規則通り兼テ下渡置候族費金ノ内ヲ以テ支給シ不足ヲ生シ
候節ハ扶助金或ハ定額余金ヲ以テ補フヘシ
一 出頭日割左ノ如シ

第十一番中学区内公学教員ハ連月一日ヨリ十日迄
第十二番中学区内公学教員ハ連月十一日ヨリ二十日迄
第十三番中学区内公学教員ハ連月二十一日ヨリ三十日迄
一 師範学校中別ニ教場ヲ設ケ公学教員講習所トス
一 講習時間ハ一日三時間トス其剩時間ニハ生徒ヲ実地ニ數授セシム
一 講習スル所ノ課ハ下等小学五級以上タルヘシ其科目左ノ如シ
　　読本并問答一日一時間 作文一日一時間 算術一日一時間
一 時間ノ都合ニヨリ地図地球儀等ノ用法ヲ指授ス
此外私立学校教員ハ受持生徒ノ受業ニ不差支様連月時日ヲ期シ其区ノ公立學
校ニ会同シ教授方法ヲ示シ教科書中不審ノ廉ハ視察掛ニ質問セシム

これによると、講習日、時間、講習内容や講習期間の費用に関してまで配慮し、現職教員に再教育を義務づけた見事なものである。これは明治7年の師範学校規則に付随して出されたものであるが、同7年に研習所を単独設置した静岡県でも、その研習所規則の中に教員の再教育に関する規定が定められている⁸⁴⁾。

規則

第一条 当研習所ハ専ラ区内小学ノ師範タルヘキ者ヲ養成スル所ナリト雖モ現今各所ノ学校ヲシテ教則及授業法等一定ナラシムルヲ要セハ各教官毎月出校宜ク授業ノ当否ヲ論シ其方法簡便ヲ旨トシ互ニ協議講求可致事

第二条 出校ノ上ハ渾テ研習所掛ノ指揮ヲ受ヘキ事

第三条 読書算術習字ノ三科ハ不可欠儀ニ付必ス兼修スヘキ事

演習時限ハ午前第八時ヨリ十二時迄午後一時ヨリ四時迄ノ事

第四条 研習所往復及滞在日當ハ總テ一日二十錢ト相定メ右金額ハ各自学校限り校費ニ可相立事

但本人ノ望願ニヨリ定日ノ外一週間乃至二週間ヲ限り滞留修学イタシ度者ハ之ヲ許スト雖モ其用総テ自費タルヘシ

第五条 三科卒業ノ教官ハ勿論一科ニシテ権訓導以上タル者自己研習ノ為メ出校スルニ及ハスト雖モ各校教授法一定スルヲ要セハ毎月一度必ス出校可致事

但一科ノ教官他科研習ノ為出校致度者ハ定日ノ通出講究スヘシ

第六条 訓導試補以下ノ者諸科研習専務ナリト雖モ目今授業法ヲ修スルニ急ナレハ宜シク実際ニツキ研習練磨致事

第七条 区内公私小学ノ授業生ハ渾テ当校ノ進退スル所タリ教則第四級ヲ卒業ノ上ハ之ヲ命スルヲ法トス

第八条 現今教官ニ非スト雖モ将来教導ニ從事致度志願ノ者ハ検査ノ上入校差許スヘキ事

但修業費用自弁タルヘシ

第九条 教則ハ今新ニ之ヲ設ケス暫ク師範学校ノ教則ニ準拠シ四級ニ分ツ左ノ如シ

第四級 地学 数学 史学 習字 理学

第三級 地学 数学 史学 習字 文章学

第二級 史学 数学 博物学 授業法 文章学

第一級 倦身学 記簿法 経済学 諸科復習 生理学 授業法 数学

右卒業ノ上試験ヲ経之ヲ小学訓導ニ選挙スルヲ法トス

これは、現職教員の再教育専門の教員養成学校の例である。将来の教員育成の余裕のない現状であったと思われる。独立した養成学校をもっていて、将来の教員を育成

しながら現職教員の再教育を考えた例として、明治7年の飾磨県の場合がある。

「教員一名ツヽ交同所へ召集シ更ニ一級ツヽノ正課ヲ教授セシメントス其方法甲ノ教員ヘ八級ノ業ヲ授ケ之ヲ卒業スレハ其区ノ教員ニ伝習シ亦乙ノ教員ニ七級ノ事ヲ教フルカ如シ」と³⁵⁾。1名ずつの召集なので現場の混乱はより少ないのであったと想像される。その教授法の徹底を期すために、教員から、2、3の適任者を選んで巡講師として時々、各小学校を視察させた県（明治6年岐阜県）もある³⁶⁾。

明治6年に単独設置型の教員養成学校をもっていた府県では、その他に、暢発学校を中心に各中学区毎に1校、つまり入間川、荒川、身馴川、利根川、烏川、鏑川の計7校を拗していた熊谷県³⁷⁾や、小学師範学校を6年には、名古屋と岡崎に設け、7年になると養成分校を8校設け、管内の教員の再教育を計り、一応の成果をみると岡崎、豊橋以外の分校を廃止するというあざやかさを見せた愛知県³⁸⁾なども特記すべきであろう。

(2) 小学校付設型

これは主として管内の小学校に教員養成所を付設し、それが師範学校として発展してゆくものをいう。この付設スタイルを探る府県は単独設置型に次いで多く全国で明治8年代に11県である。その大学区制、年代別の内訳は左の通りである。

明治6年、第1大学区、千葉、第3大学区、和歌山、第5大学区、大分(以上3県)

明治7年、第1、神奈川、第2、浜松、第3、名東、第4、愛媛、第6、置賜、第7、岩手（以上6県）

この付設型の代表的なのが、和歌山県で、明治6年10月「師範小学ヲ岡山学校内ニ設ク」「年令二〇才以上ニシテ粗読書習字算術ニ通スル者ヲ選ミ在学二年ヲ期シテ入校セシメ成業ノ後ハ必コレヲシテ教育ノコトニ従事セシム³⁹⁾」としている。岡山小学校付設の小学師範学校卒業の後は必ず教職に就くことと、服務義務規定が見られる。この小学師範学校は翌7年に教員取扱所と名称が変化している⁴⁰⁾が、付設であることには変ってない。単独設置になるのは明治8年に入って、師範学校⁴¹⁾となってからである。その頃になると、その規則、校則も東京師範学校に準じ、学科を5級に分け、毎級25週通計125週大約2年半の修業年数となっている。現職教員の再教育として、師範学校に小学校教員を招集して、2週間から5週間の期限で下等小学5級以下の学科及授業法を伝習させ試験をし、等級を付して帰校させている。また家塾教師に対しては師範学校に通学させて正則に学科を伝習しているし、村落学校の教員及教員志願者を師範学校に入学させて、それぞれの学力によって、大概10週間以上伝習して帰校させたり、小学校教員にしたりしている。遠かく地5ヶ所には別に伝習所を設け、地方

在勤の教員及教員志願者に授業法を伝習している⁴²⁾。そして小学授業法を管内に徹底させるため「今般各中学区内ニ巡回教員ヲ派遣シ区内便宜ノ地ニ於テ伝習所ヲ開設シ各公立小学ノ教員ハ小学授業ノ方法ヲ伝習セシメ傍ラ区内各学校ヲ巡視シ授業ノ得失生徒ノ進否ヲ実検シ正則科業ヲシテ一定ナラシメ大ニ教育ノ基礎ヲ拡張セントス」として巡回教員規則を定めている。ここで興味深いのは、巡回教員に、便宜の地に伝習所を開かせ、小学授業法の伝習をさせていることである(第3条)。より広汎な伝習活動が可能になっている。そして、もちろん各小学校を回って、小学教則を正し、授業の得失を監視し、その方法の不当なる時は、教員に注意して正させ(第7条)その結果を学務課に報告させている⁴³⁾(第8条)。巡回教員に、養成と視察と報告の義務を与えていている。

このように和歌山県は、近代教育推進のため惜しみない努力をしている。つまりところ、それは、明治維新直後の日本の、日本人の姿ではなかったろうか。

和歌山県の場合と同じように、小学校内に教員養成所を付設した県に、明治6年では、小田県⁴⁴⁾、明治7年の愛媛県⁴⁵⁾、岩手県⁴⁶⁾などがある。次に小学校内に養成所をとくに設けている訳ではなくて、明治6年の千葉県の場合の「千葉小学校ノ如キハ各小区内ヨリ年令一八才以上ニシテ小学教員タルヘキ者三名ヲ選ヒ自費或ヘ其区ノ貸費ヲ以テ之ニ入学セシメ小学ノ教授方法及高尚ナル学科ヲ授ケ凡六ヶ月ヲ期シ其業ヲ卒ヘシメ小学訓導トシ之ヲ各小区へ派出セシム⁴⁷⁾」とある如くは、小学校に教員養成機能を付与したということで付設型に入れてもよいだろう。千葉県の他、明治6年では、大分県、同7年では、神奈川県、名東県などがこれに相当する。最後に、これは、千葉県と同型とみなしてよいだろうが、小学校内に「師範学校類似ノ課程ヲ立テ⁴⁸⁾」ている置賜県や、「小学校教員陶成ノ科⁴⁹⁾」を設けていると明記している浜松県などがある。

小学校付設型には、小学校内に教員養成所を付設している型と、小学校に養成機能を付設(委托)している型の2つがあり、後者は養成科を設けている場合と特に養成科とか課程を設けてはいないが教員養成を代行している場合に分けることができる。

(3) 中学校付設型、外国語学校付設型

教員養成学校を設立形態から厳密に分類するならば、先ず単独設置型と付設型の2種に分け、それから付設型を、小学校付設型、中学校付設型、外国語学校付設型と分類すべきである。しかし現実には外国語学校付設型は1例しかないし、「学制」の下では、小学校卒業後、中学校と外国語学校もその下等は14歳で入学という共通点もあり、一つのものとして考えてもよいと思われる⁵⁰⁾。

(イ) 中学校付設型は明治 8 年までに、 7 例ある。その年代別、大学区別の内訳を示す。

明治 6 年、第 2 大学区、敦賀県、3 大学区、堺県、岡山県、第 4 大学区、広島県 4 県
明治 7 年、第 6 大学区、相川県、第 7 大学区、福島県（2 県）

明治 8 年、第 3 大学区、京都府（1 府）

この中学校付設型は、私立中学校に付設している場合と公立中学校に付設している場合がある。つまり私立中学付設型と公立中学校付設型に分けることができる。前者の型に相当するのが、敦賀県、岡山県そして相川県であり、後者に属するのが広島県、堺県、福島県、京都府である。また中学校内に養成所（教員養成専門の教場）を設けているのが、堺県、広島県、福島県、京都府、岡山県で、教員養成の科を設けているのが、敦賀県である。

敦賀県を例にとってみると、明治 6 年、福井私立中学に師範学科⁵¹⁾を設け、翌 7 年にはそれが師範学校⁵²⁾となっているが、中学付設であることにはいまだ変りがなく、単独設置型としての教員養成学校となるのに明治 8 年小学授業法伝習所⁵³⁾を 4ヶ所に設置した時である。この発達段階から考えても付設型を 3 種に分けても妥当のように思える。

さて岡山県は、「六年四月其一番小学ヲ教員仕立所ト改称シ校内ニ洋学教場(傍点筆者)ヲ置キ(中略)遺芳館ト称スルモノハ(即一番小学)変則中学ノ科目及尋常小学ノ教科ヲ兼授ス⁵⁴⁾」と文部省年報にあり、また同じく教員生徒の項で「各校ノ教員ハ遺芳館ニ於テ養成ス」とあり、遺芳館とは私立中学なので、中学の中に教場をもっている付設型と解釈した。これも次の年には温和学校として独立の教員養成学校として成長している。

堺県は、「中学(即県学河泉学校)ヲ存在セシメ專管下小学教員養成ノ為ニシ其教則稍中学ノ科目ヲ酌量シ以テ教授ノ方法ヲ授ケ春秋兩度生徒ノ優劣ヲ判シ順次各小学ニ派遣⁵⁵⁾」したのである。これは、教員養成のための特別の教場を持たない付設型である。中学校のカリキュラムを教員養成のためになるよう操作して卒業させ、教員にしたのであるが、これは、「学制」の中學を卒業することと、師範学校を卒業することと同等とする教員資格観の実践版と考えられる。またこのことは、師範学校を中等学校の一種として位置づける考え方を含むことにもなるのである。

京都府は、明治 2 年既に全国に率先して京都市に柳池小学校を創設し、同年内に 64 の小学校を市内に開校して、近代初等教育へ第一歩を踏みだしている。それが明治 8 年になって初めて付設型の教員養成学校を開設しているのは一体どうしたことであろ

うか。文部省年報によると、明治6年「教師ハ概ね区戸長ヨリ推薦シ中学校(欧学舎)ニ於テ之ヲ検査ス⁵⁶⁾」とし、明治7年には「明治二年小学創立以外別ニ教員養成ノ法ヲ設ケス⁵⁷⁾」と述べ、教員は試験により等級を定めて証書を与えて採用すると述べているにすぎない。そして、明治8年仮中学校内に小学校教員講習所を設けるとなっているのである⁵⁸⁾。ところが京都府師範学校沿革史には、明治6年2月管内小学校取締所を設け、翌7年より8年に亘り小学校教員講習所を設置したとある。管内小学校取締所とは、明治3年5月に、皇學所と漢學所を合併して作られた府学であり、その教育方針は、「漢學ヲ補トシ広ク海外ノ長所ヲ採り、折衷実用皇朝ノ大造ニ帰省セシムル⁵⁹⁾」にあったのである。従ってそれに付設してできた講習所の内容も大体想像されよう、中央への遠慮や反抗が交錯している。このことは文部省第二年報の学監ダビット・モルレー⁶⁰⁾申報に「京都学校ノ規則ハ文部省発行ノモノト稍異ナルト雖学校管理上ノ基ニ至テハ恰モ一様ナリ（中略）其中唯故習ノ教育ノ意志ヲ存スルヲ見タリ然レトモ今一時ニ之ヲ変更スヘキヤ否ヤ予ハ之ヲ述ベルコト能ハス⁶¹⁾」とあることや、その付録の統計のところに「師範学校卒業生派出無之⁶²⁾」と記載されているのをみると理解できる。しかし京都府における小学校の授業は「予輩巡回シタル学校中一トシテ洋算ノ行ハレサルハナシ適當ナル教員ヲ得ルコトノ難キ今時ニ際シ生徒ノ進歩是ノ如クニ至リシハ寔ニ感スルニ余アリアリ⁶³⁾」という状態なのである。古きものと新しきものが混在せる京都の面目躍如たるものがある。

しかし当論文では、京都府教育史でも明治8年仮中学付設説⁶²⁾を探っているようなので、それに従った。

(ロ) 外国語学校付設型

明治6年11月度会県は、「山田松坂久居ノ三所ニ外国語学校ヲ設ケコレニ外国教師ヲ雇ヒ傍ニ小学講習所ヲ置キ年令稍長シ從前修学シテ略小学教科ヲ卒業セシニ均キ者ヲ集メ小学教員ヲ育成⁶³⁾」したのである。そして小学校の教師は全て民選であり、臨時採用であったという。この小学講習所は、明治7年には度会県師範学校として独立している⁶⁴⁾。

これは、小学校教員を外国語学校内に講習所を付設して養成するという全国でも1例しかないものである。しかし、この考え方は、「学制追加二編」第190章の「外国教師ニテ教授スル高尚ナル学校」を総称して「専門学校」とする規定や、但書の「但此学校ハ師範学校同様ノモノニシテ其學術ヲ得シモノハ後來我邦語ヲ以テ我邦人ニ教授スル目的ノモノトス」と関連し、師範学校を専門学校として位置づける方向へ導きはないか。

4. 養成形態からみた教員養成

各府県における教員養成学校は、その設立当初において、名称をはじめとして、校則、教則も極めて多様であり地域と密接に関連していた。しかし近代教育の普及が進むにつれその担手たる教員の資質の改革が一層強く要請され、教員養成学校の整備拡充が急務とされた。そこで各府県においてはこれ等正規の教員養成のみでは教員の急速な需要に対処することが出来ないために、さらに簡易なる方法で教員の再教育を目指した。

各府県が全て単独設置型の教員養成学校を設立し、正規の教員養成形態については、かなり共通性をもってきている明治9年頃から10年にかけて各大学区単位の教育会議が開催されている。そこにおいて教育の普及、学校の維持、教員および教員養成、学区取締、小学教則等について審議がなされた⁶⁵⁾。その中から、(1)緩養法、(2)急養法、(3)直養法という3種の教員養成の方法が出されてきた。ここでは、その緩養法を将来（理想）に向けての教員養成法で、つまり正規のもの、急養法と直養法を、現在（現実）に対する教員養成法、つまりより簡易なものと把え、より簡易な教員養成の方法を、各府県の例をとって、具体的に考察したい。

教員速成の方法としては、(1) 正規の師範学校で学期を短縮するもの、(2) 師範学校内に別に速成科を設けるもの、(3) 小学在職の教員を招集して暫時唯授業法のみを授け、あるいはこれに緊要の1、2科を加えて直ちにその学校へ帰任させるもの、(4) 師範学校外に伝習所を設け教員を派出して伝習を行うもの、(5) 各小学校における巡回教師による伝習、(6) 師範学校において試験を行ない教員に採用、(7) 師範学校入試試験不合格者に教師になる機会を与える、(8) 私学生ならば無試験で入学させる等があげられる。これらはまた、現職の教員を対象としたものと、教員志願者を対象としたものに分けられる。それらは、また明治の6、7年（教員養成学校創設期）に採用される方法と8年以後（教員養成学校整備期）により多く採られる方法、そして、創設期、整備期の両期に亘って採られる方法の3種に分けることもできる。

明治9年の島根県の場合⁶⁶⁾「師範学校本支校合セテ七校其本則ノ如キハ二ヶ年間ノ修業ト雖方今教員乏シク故ニ（中略）一期乃至二期ノ學業ヲ卒フルモノヲシテ一旦各小学校へ派出セシメ（中略）加エテ四ヶ月間伝習ノ課ヲ設ケ各小学校從前ノ教員ヲ集合シ授業ノ方法ヲ示援シ以テ各校ノ需用ニ応」じている。つまり正規の養成法以外に(1)の学期を短縮する方法と(2)の速成科を設ける方法を採用している。

明治8年の堺県⁶⁷⁾は、「目今教員欠乏ニ付第四級（即六ヶ月）科ヲ卒業スル者タリトモ更ニ授業法ヲ伝習シ派出シテ教員トス此外自費入学生通学生五十名余名アリ此輩

モ志願ニヨリテハ教法ヲ習熟セシメ出テ教員トナス別ニ毎月一五日三十日ヲ以テ教員志願ノ者ヲ試験シ及第ノ者ハ一五日乃至三十日伝習ヲシ亦出シテ教員ト為ス」とあり、(1)の学期を縮縮するもの、(8)の自費生の無試験入学、(2)の速成科の設置の3方法を採用している。

明治8年、愛媛県⁶⁸⁾では「序下松山町ニ於テ教則伝習所ヲ開設シ以テ一般ノ教員其他有志ノ者ヲ会シ教則ヲ」伝習していたが辺地にいる者に不便なため「各大区ニ小伝習所ヲ設クルノ法ヲ以テセリ」とあり、(4)の師範学校以外に伝習所を設けて教授を行うケースである。

明治7年、熊谷県⁶⁹⁾では「一中学区毎ニ伝習小学ヲ設ケ暢発学校ノ教員数名を派出セシメ小学下等学科ヲ教授ス」これも(4)の例である。

明治8年、宮崎県⁷⁰⁾においては「或ハ現在ノ教員ヲ集メ或ハ該校教員ヲ諸校ニ派駐シ教授法ヲ講習」させている。これは(3)の現職教員を招集しての再教育と(5)の各小学校における巡回教師による伝習の例と考えられる。

明治10年、兵庫県⁷¹⁾において「目下補欠ノ法ニ於テハ十年八月中試験規則ヲ制シ之レヲ学区取締等ニ委ネテ教員志願ノ者ヲ採用シ来レリ」と(6)の試験による採用をあげている。

明治7年、岐阜県では⁷²⁾「試験ヲ経テ落第シ及ヒ初ヨリ試験ヲ得ルノ力足ラサル者ト雖入学志願ナレハ亦之ヲ許シ下等小学ノ授業方法ヲ授ク已ニ卒業スト雖固ヨリ独立シテ一校ヲ担任スル力乏キヲ以テ証書ヲ与ヘス又訓導ノ員ニ補セス各校ノ雇フ所ニ任せ各自其便ニ就テ助教タラシム之ヲ員外生トス」と述べ、(7)の不合者にもチャンスを与える教員不足に対処している。

(1), (2)と(4)は、各府県の教員養成学校の正規の教員養成法が、類似性をおびてくる明治9年以降に比較的多く見られる簡易なる教員養成法である。特に明治9年の第1大学区に(4)の師範学校外に伝習所を設ける方法が多く採られているのは大学区教育会議の結果であろうか。(3)の方法は極く初期に見られる方法で8年以降は見かけない。(5), (6), (7)そして(8)の方法は、教員養成学校をもたない各府県が、その当初から採用していた方法である。しかもこれらは、明治10年代以降にもみられるのである。こうした簡易な教員養成(採用)法は、その性格からして、現職教員と成人に向けられることが多く、それ故重要な意味をもってくる。つまり儒教思想の中で育った現職教員や成人(教員志願者)を近代的科学知識をもった教師に改革することこそ、師範教育の主眼であったからである。現職教員の再教育⁷³⁾が重要視されるのは、ここにその意味があるのである。ここにも理想と現実、儒学と洋学、観念の世界と数理の世界の衝

突が見られる。そしてまたこれらの教員養成法は、府県の教員養成学校が明治10年以降公立師範学校へ発展する過程において、正規の教員養成の形態を決定する上では重要な意味をもつものである。

5. 府県立師範学校の成長

「既ニ建設セシ溫和学校ヲ九年二月師範学校ト改称シ学科教則官立師範学校ニ準擬シ生徒二百名ヲ以テ定員トシ学級をヲ四等ニニ分チ一級六ヶ月即チ在学凡ソニケ年ト定メ奉職モ亦ニケ年トス然ルニ此条件ノ合併ニ遭遇シ爾來該県庁ヲ用ヒ更ニ支学校ヲ建設シ生徒五十名をヲ以テ定員トス美作地方ノ如キハ教員匱乏授業齊整ナラザルヲ以テ現今其速成ヲ要シ在学一年奉職モ一年トス⁷⁴⁾」引用が少し長くなつたが、これは、岡山県の明治9年の教員養成法についての記述である。官立師範学校についてのものではないかと錯覚してしまうほどの整い振りである。定員200名、修業年限約2ヶ年、定員50名の師範分校の設置、しかもも速成科で修業年限が1年なのである。

「六年一月以来教員研究所ヲ設ケテ教授ノ方法ヲ伝習シ且其技能ヲ考察シテ之ヲ各地ノ学校ニ分派ス」これがその前身ともいべき小田原の初期の教員養成法⁷⁵⁾であった。講習の期間すら銘記されていない。初期はどの府県でも似たようなもので、せいぜい2、3ヶ月長くて6ヶ月ぐらいの講習で教員を送り出していたのが普通だった。ところがこの岡山県の場合のように、官立師範学校と見まがうような師範学校が、地方で育っていたのである。明治9年といえば、愛知、広島、新潟の3校の官立師範学校が、他の文部省直轄の諸学校（東京女学校および愛知、広島、長崎、新潟、宮城の英語学校）とともに廃止される前年である。またその後11年、大阪、長崎、宮城、の3校の官立師範学校も廃止されたのである。そしてこの時期に東京を除く他の大学区の官立師範学校が廃止されて、教員養成の事業が地方に寄任される。

この頃の各府県の師範学校は、岡山県の如く整っていたのであろうか。ここでそれを統計上から探ってみよう。

明治9年、小学校数2万4,225校、その教員数5万2,262人、生徒数206万7,801人、1校当たり平均教員数約2人、府県立師範学校数94校、教員数628人、小学師範学校生徒数7,807人、修業年限2年以上の師範学校数は全師範学校数の47パーセントである。
(以上表1、2、3、4、5による)

次に官立師範学校が移管された6府県についてみてみよう。6府県の明治9年から11年（各官立師範学校廃止の前年と当年）の師範学校数、教員数、生徒数、そしてその修業年限をあげれば表9の通りである。官立師範学校の当初の修業年限が全て2

表 9. 府県立師範学校の状況（官立師範学校被設置県）

要項 府県名	師範学校数			教員数			生徒数			修業年限		
	明治年 9	10	11	9	10	11	9	10	11	9	10	11
愛知	1	1	1	22	13	11	147	158	122	2	2	2
広島	2	2	2	9	13	13	122	103	124	2	2	2
新潟	1	1	1	9	10	12	135	127	100	2	2	2
大阪	1	1	1	7	7	6	98	128	15	2	5	5
長崎	3	2	1	12	17	14	220	191	106	2	2	2
宮城	1	1	1	12	15	17	76	97	39	2	2	2

文部省年報（第3～第6）より作成

表 10. 官・公師範学校比較表

要項	明治年	6	7	8	9	10	11	12	平均
師範学校一校当の教員数	官	8	7.7	7.6	10.1	11.6	16.5	17	11.2
	公		5.2	6.4	6.7	8	7.1	7.5	7
師範学校一校当の生徒数	官	41	81.7	107.4	12.6	153.8	219.5	164	127.6
	公		97.8	83.4	83.1	78.9	72.8	75.9	80.4
師範学校教員一人に対する生徒数	官	5.1	10.6	14.1	12.4	13.3	13.3	9.6	11.2
	公		18.9	13	12.5	9.8	10.2	10.2	12.4

文部省年報（第1～第7）より作成〔表3参照〕

年、定員が、東京の114と新潟の40とを除いて他は100と思い起せば、その受け入れ体制は表9から判断して、できていたとしてよいのではないか。もう少し数字を追ってみよう。すなわち、明治6年から12年の官立師範学校と府県立師範学校の1校当たりの教員数、その生徒数、そして教員1人に対する生徒数を比較してみよう。表10は表3を基にして作ったもので例えば、明治9年の官立師範学校1校当たりの教員数は、その年の官立師範学校の総教員数(81)を総学校数(8)で除したものであり、また明治10年の公立師範学校教員1人に対する生徒数は、同じくその年の公立師範学校の生徒数を教員総数で除したものである。かくして、明治9年、10年代の官、公師範学校の数字をみてみると、教員1人に対する生徒数などは、府県立師範学校の方が少ない。その他の2項目に関しては官立師範学校の方が条件が良いように見えるが、これには一考を要する。つまり官立師範学校が多い時で8校、しかも地方の師範学校の模範として、地方師範教育の指導者養成として設立されたものであるから、当初から整備されていた。それに対して府県立師範学校の数字は、多い時は94で、種々の師範学

校のものがならされて出てきた数字であるからこれは同等には扱うことはできない。従ってこの表にでてきている府県立師範学校の数値は充分官立師範学校のそれに対抗できうると考えられる。すなわち、明治9年代、10年代の府県立師範学校は、官立師範の肩代りができるところまで成長していたと判断してもよいと思われる。それは、「現今各地方普通教育ノ景況ヲ観察スルニ学制頒布以来就学者ノ數歳ニ増加シ從テ教員モ亦大ニ増加セサルヲ得サルノ状況ニ至リ各地方皆急遽ニ許多ノ教員ヲ要スルヨリ略書算ニ通曉スル者ヲ採ヲ之ヲ四方ニ分派シ以テ一時ノ急望ニ充テ更ニ官立師範学校卒業生ヲ聘シテ公立師範学校ヲ設立シ在学三ヶ月若クハ六ヶ月ニシテ卒業ヲ期スル所ノ急製教員ヲ養成シテ之ヲ派遣シ義ニ派遣シタル教員ト毎朝交代セシムルノ法ヲ設ケ既ニ此類ノ急製教員ハ各地ニ派遣シテ略目下ノ用ニ給スルニ至リタルヲ以テ尚一層高進ノ教員ヲ養成スルヲ目途トシ学科課程ヲ官立師範学校ニ資リ在学年限ヲ延シテ二ヶ年トナシ汲々陶冶既ニ卒業ノ期ニ近キモノ尠カラスト云フ今是等ノ卒業生ト官立師範学校ノ卒業生ト其学力ノ深浅授業ノ巧拙ヲ比較スレハ固ヨリ伯仲ノ間ニ在ルカ故ニ地方ノ教育者ニシテ官立師範学校ノ卒業生ヲ冀望スル者亦日一日ヨリ減少シ偶之ヲ聘スルモ基報金ハ益減低スルニ至レリ⁷⁶⁾」と述べ官立師範学校の教員養成法ノ改革ヲ急要なることとしていることからも実証される。すなわち各府県立師範学校はその設立当初2、3ヶ月ないし6ヶ月の簡易なる講習で授業法を伝習し教員を派出していたが、一応その段階を終えたので、官立師範学校の学科課程によって、尚一層程度の高い学識を身につけた教員養成を目指して在学年限を2年に延長した。その卒業生と官立師範学校の卒業生と比較しても学力に差がないので、官立師範学校卒業生のメリットがなくなり、その将来の途もとざされる。故に官立師範学校は、授業法だけではなくして普通教育を重視すべきであると改革を叫んでいるのである。

これは、官立宮城師範学校長の文部大軸田中不二麻呂に対する上申であるが、府県立師範学校が官立師範学校の存在価値を失わせるところまで成長していることを意味する。そして官立宮城師範学校では、「近時各府県ニ公立師範学校ノ設置アリテ小学教員ヲ急成スルノ方法略備ハレルカ故ニ一時副急ノ教員ハ各管下ニ派遣シテ稍目下ノ用ニ給スルニ足レリ然ルニ今官立師範学校ノ教則ニシテ彼ノ公立師範学校ニ殆相伯仲スル副急的ノ者ニ止ラハ官立学校モ終ニ其功ヲ見ルナク從テ其卒業生モ亦望ヲ世ニ失フノ恐レアルノミナラス小学教育ノ進度ヲ高ムル果シテ何ノ日ニ在ルヲ知ラサルナリ故ニ教則ヲ一層高度ニ進メ以テ優等教員ノ養成ニ從事スルハ誠ニ至要ナルモノト云ワサルヲ得ス⁷⁷⁾」として、実際に教則を大いに改正増補して、翌年の第2学期から実施せんとしている。府県立師範学校の成長が、かつての指導者たる官立師範学校をつき

あげているのである。この府県立師範学校の自信は、「今回更ニ大坂師範学校廃止ノ際半途退学生徒ノ内二五名ヲ選ヒ入学セシメ從前ノ生徒ト共ニ當時養成中⁷⁹⁾」という大坂府師範学校の言葉からもうかがわれる。つまり官立師範学校の生徒をたとえ中途退学者であるとは言え、選んで入学を許可しているのである。

「本年二月官立新潟師範学校ノ廃止セルヤ當県ニ於テ保護ノ法ヲ立テ校舎ヲ始メ書籍器具悉ク之ヲ受ケ新潟県師範学校トナシ生徒ヲ増シテ一八〇名トス現員一五三名アリ其維持スル費用ノ如キハ第一民費第二県税第三扶助金ヲ以テス」と。これは、教員養成の事業が国から地方府県へ寄任されたことを示す記述である。そこには、はっきりとその維持費は第1に民費、第2に県費と記されているからである。これは、確固たる財政的裏づけを持たない「学制」の崩壊として把えることができる⁸⁰⁾。

おわりに

明治維新は、「学制」を通して、近代化（社会改革）を図り、「学制」は師範教育を通して人間改革を意図した。すなわち近代的科学知識をもち、創造性に富んだ人間の生産を理想とした。その理想実現の責務をになったのが東京師範学校であった。そこには近代日本のおおらかな夢が、理想が托されていた。そしてそれらは、地方の官立師範学校の設立によって全国に広げられ、府県立師範学校の設立によって根を下そうとした。

しかし、明治10（1877）年の西南戦争後のインフレ、自由民権運動の激化、士族の教職からの離反、府県の財政的困窮等、教員養成に影響を及ぼすこのような問題的様相は、遂に明治「近代化」をして維新の新しい社会を生き抜く人間像の新しい社会的実践的知性を形成せしめるに至らなかった。とはいいうものの明治10（1877）年以前の教員養成は、その後定型化される「師範教育」イメージには結びつかない教員養成へと発展する可能性を秘めていたといえよう。⁸⁰⁾

注

- 1) 唐沢富太郎『教師の歴史』1頁。
- 2) 海原徹『明治教員史の研究』11頁。
- 3) 『日本教育史資料』に記載の統計資料によれば、1万5,500余校が普及していたという。
- 4) 『文部省第年報』78頁。（以降『第〇〇年報』と略称）
- 5) 『第2年報』332頁。
- 6) 『千葉県教育史』2巻 333頁。
- 7) 『明治以降教育制度発達史』第1巻 338頁。
- 8) 藤原喜代蔵『明治大正昭和教育思想学説人物史』133頁。

- 9) 正木直彦『回顧70年』25~6頁。(海原前掲書 13頁より重引。)
- 10) 尾形裕康『学制実施経緯の研究』168頁。
- 11) 海原徹『前掲書』12頁。
- 12) 『日本近代教育史』(岩波講座 現代教育学 5巻) 41頁。
- 13) 『山路愛山講演集』第1編 56~59頁。
- 14) 生徒の中から「学力共抜群ノモノヲ公選助教」に任用する地方すらあった。(「福井県史料」167~8頁。)
- 15) 大瀬甚太郎『回顧60年』(『教育』第3巻第1号)
- 16) 『福島県教育史』63~4頁。
- 17) 唐沢富太郎『前掲書』17頁。
- 18) 文部省年報(第1~第5)の各府県学事年報「教員養成ノ法」より。
- 19) 尾形裕康『前掲書』162頁。
- 20) 注 117) 118) 参照。
- 21) 明治11年、12年の『文部省日誌』(内閣文庫)によれば、明治10年に1県、12年に19県、13年に21府県がそれらの師範学校の校則、教則等について文部省に何を出している。(篠田弘「教員養成の史的研究」『教育学研究』第33巻第2号)
- 22) 秋田県の師範学校では、明治10年までに756名を卒業させたがうち235名に教員をやめており、小学校在職者は477名すなわち全卒業者の63%だけであった。(『文部省第5年報』附録編「中島永元巡視報告」)
- 23) 師範学校の卒業者が一体いつ頃から小学校教員の全体を占めるようになったかは、とまれいつ頃寺子屋師匠レベルの教育が小学校から姿を消したかということである。明治14年にも寺子屋出身の教員がいた事実(『熊本県教育史上』647頁。『松代学校沿革史』263頁)もあり、明治14年以降つまり教員養成がある程度の成果をあげるようになってからのようである。
- 24) 篠田弘『前掲論文』34頁。
- 25) 『第2年報』149頁。岐阜県年報
- 26) 『日本近代教育百年史』3巻 906頁。
- 27) 『同前書』3巻 911頁。
- 28) 『近代日本教育史事典』「藩府県廃合沿革一覧」参考。
- 29) 『第3年報』389頁。
- 30) 『第4年報』179頁。
- 31) 『第1年報』15~6頁。
- 32) 『第2年報』87頁。
- 33) 『同前書』66頁。
- 34) 『同前書』120頁。
- 35) 『同前書』195頁。
- 36) 『第1年報』44頁。
- 37) 『第1年報』9頁。『第2年報』77~8頁。
- 38) 『第1年報』30頁。『第2年報』督学局年報 愛知県 38~9頁。

- 39) 『第1年報』62頁。
- 40) 『第2年報』183頁。
- 41) 『第3年報』183頁。
- 42) 『同前書』311~2頁。
- 43) 『第3年報』315頁。
- 44) 『第1年報』81頁。明治6年、教員研究所を設けて同年6月に廃止・、明治年に入って教育方伝習所を興譲館構内に改めて付設しているので、6年のものも単独設置型とは考えられず、小学付設型に入れた。
- 45) 『第2年報』250頁。
- 46) 『第3年報』491頁。
- 47) 『第1年報』12~13頁。
- 48) 『第2年報』312頁。
- 49) 『同前書』114頁。
- 50) 『学制百年史』資料編 343頁。
- 51) 『第1年報』41頁。
- 52) 『第2年報』143頁。
- 53) 『第3年報』255頁。
- 54) 『第2年報』71頁。教員養成所を洋学教場と称しているのは、全国的にも岡山県だけである。これは、明治初期の近代教育イーコール欧米の科学知識の教授であったことを反映していて興味深い。
- 55) 『第1年報』59頁。
- 56) 『第1年報』54頁。
- 57) 『第2年報』266頁。
- 58) 『第3年報』289頁。
- 59) 『京都府師範学校沿革史』16頁。
- 60) 「学制」の実施にあたって、これを指導し、日本の近代教育制度の基礎確立尽力し、大きな足跡を残した人として、文部大輔田中不二麻呂と学監ダビッド・モルレーをあげることができる。(仲新『明治の教育』)
- 田中は、アメリカの自由主義教育に心酔したのに対して、モルレーは、常に国家主義、日本主義で教育の精神において議論をし「教育ヲ伝フルニ國語ニ至リテハ最モ變更スペカラザルモノナリ」と論じた。(吉田熊次『本邦教育史概説』297頁)
- 61) 『第2年報』29~32頁。
- 62) 『京都府教育史 上』45頁。
- 63) 『第1年報』48~9頁。
- 64) 『第2年報』159頁。
- 65) 『百年史』910頁。
- 66) 『第4年報』223頁。
- 67) 『第3年報』305頁。

- 68) 『第3年報』386頁。
- 69) 『第2年報』78頁。
- 70) 『第3年報』411頁。
- 71) 『第5年報』239頁。
- 72) 『第2年報』149頁。
- 73) 現職教育的方法には、その他に教授改正係（愛知県）、研習所、巡回指導（静岡県）、小学教員品評法（石川県）、臨時出張所（岐阜県）などがある。
- 74) 『第4年報』218頁。
- 75) 『第1年報』81頁。
- 76) 『第5年報』406頁。（宮城師範学校）
- 77) 『同前書』408頁。
- 78) 『第5年報』189頁。
- 79) 新潟第1師範70年史には、地租3分のものが2分5厘に軽減せられ国庫の収入が減じたため地方における官立学校を廃止したのである、と記述されている。
- 80) 明治10年の文部省達以後、同12年の教育令においては、第33条において各府県が公立師範学校を設置することが定められた。さらに同13年の改正教育令においては、各府県が小学校教員養成のための師範学校を設置することが義務づけられたのであるが、周知のように、明治14年8月の「師範学校教則大綱」以前においては、師範学校の内容を示す一般的な規定は存在しなかったのである。これら一連の教員養成にたいする施策のなかで、各府県は各自の教員養成機関を、公立師範学校として位置づけ、徒来からの速成的な養成課程を正規の教員養成機関のなかへ発展的に解消する形で、教員養成機関を、整備、拡充するとともに、統一されていくのである。それと並行して、明治13年集会条例、14年小学校教員心得、そして学校教員品行検定規則などが出され教師の自由を強く制約してゆくのである。

(はしもと たろう 本学助教授・教育学)